

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 25 日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について
(ベトナム産赤とうがらし及び青とうがらしのプロピコナゾール)

標記については、令和元年 12 月 5 日付け薬生食輸発 1205 第 1 号によりベトナム産赤とうがらしのプロピコナゾールについて、令和 2 年 8 月 18 日付け薬生食輸発 0818 第 1 号によりベトナム産青とうがらしのプロピコナゾールについて、検査命令の実施を通知し、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、行政検査を実施することとし、令和 2 年 4 月 10 日付け事務連絡によりベトナム産赤とうがらしのプロピコナゾールについて、輸入者に対し自主検査を指導することとしたところです。

今般、登録検査機関における検査命令の受託体制が整ったことから、ベトナム産赤とうがらし及びその加工品並びに青とうがらし及びその加工品について、プロピコナゾールに係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考)

令和 2 年 12 月 22 日現在の赤とうがらし及び青とうがらしのプロピコナゾールに係る検査命令受託可能検査機関

一般財団法人 日本食品検査

一般財団法人 東京顕微鏡院